

**松前町**

**一般廃棄物処理基本計画**

**令和8年4月**

# 目次

第1編 計画の基本的事項 .....	1
第1章 計画の概要 .....	1
第1項 計画策定の背景と目的.....	1
第2項 計画の位置付け .....	2
第3項 松前町総合計画における位置付け .....	2
第4項 計画の目標年次 .....	3
第2章 松前町の概要.....	4
第1項 地理的特色.....	4
第2項 地目別土地面積 .....	4
第3項 人口の推移.....	4
第4項 産業構造 .....	4
第2編 ごみ処理編.....	6
第1章 ごみ排出量の推移 .....	6
第1項 ごみ処理に係る組織及び体制.....	6
第2項 排出量の推移 .....	6
第2章 これまでの排出抑制の取り組み.....	8
第1項 資源ごみ集団回収活動奨励金交付制度 .....	8
第2項 粗大ごみ戸別回収制度導入 .....	8
第3項 可燃ごみ指定袋制度導入.....	9
第4項 環境教育・啓発活動 .....	9
第5項 民間企業との連携協定.....	9
第3章 資源化の取り組み .....	10
第4章 収集運搬 .....	11
第5章 中間処理 .....	12
第1項 可燃ごみ、埋立ごみ、粗大ごみ .....	12
第2項 資源ごみ .....	12
第6章 最終処分 .....	12
第7章 ごみ処理に係る計画等 .....	14
第8章 ごみ処理の課題 .....	15
第1項 ごみ排出量.....	15
第2項 分別・収集運搬体制 .....	15
第3項 中間処理 .....	15
第4項 資源化の課題 .....	15
第5項 最終処分の課題 .....	16

第9章	ごみ処理基本計画	17
第1項	計画の基本理念	17
第2項	基本方針	17
第3項	計画ごみ量	18
第4項	持続可能な循環型社会の実現に向けて	20
第5項	収集運搬計画	23
第6項	中間処理計画	24
第7項	最終処分計画	24
第8項	その他	25
第3編	生活排水処理編	28
第1章	計画の概要	28
第1項	計画の目的	28
第2項	計画対象区域	28
第3項	計画目標年次	28
第2章	生活排水の現状	29
第1項	生活排水処理形態別人口の状況	29
第2項	処理主体	29
第3項	処理フロー	30
第3章	処理の現状	301
第1項	公共下水道	31
第2項	浄化槽汚泥、汲取りし尿	32
第4章	生活排水処理基本計画	33
第1項	基本計画	33
第2項	生活排水の処理計画	35
第3項	し尿・浄化槽汚泥の処理計画	36
第4項	生活排水処理施設等整備計画	37
【参考資料】	公共下水道事業計画区域	39

# 第1編 計画の基本的事項

## 第1編 計画の基本的事項

### 第1章 計画の概要

#### 第1項 計画策定の背景と目的

松前町（以下、「本町」という。）では、平成23年度から令和7年度までの15年間を計画期間とする「松前町一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、地域社会における適正な廃棄物の排出、運搬、処理・処分のための基本方針を定めてきた。前計画では、ごみの削減や分別の徹底、資源化促進に向けた施策が実行され、本町の廃棄物処理の向上に貢献してきた。一方で、前計画策定以降、廃棄物処理を取り巻く環境は大きく変化している。国の政策として「環境基本計画」や「循環型社会形成推進基本計画」の見直しが進められ、プラスチックごみ問題や食品ロスなど、これまで以上に多様な課題への対応が求められている。さらに、世界的な環境意識の高まりにより、循環型社会の実現は重要なテーマとなり、より一層の取り組みが必要とされている。加えて地域住民や事業者の環境意識が高まる中で、個別の分別方法やリサイクルの進展だけでなく、地域全体での資源循環や廃棄物処理の効率化が急務となっている。これらの社会的背景を踏まえ、本町においても新たな視点での計画策定が必要とされている。

令和7年度をもって前計画の計画期間が終了することを受けて、本町では新たに「松前町一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。本計画では、前計画の成果を継承しつつ、今後の廃棄物削減やリサイクルの推進、いわゆる「5R活動」の促進に力を入れ、循環型社会の実現に向けてさらに取り組みを進めていく。

特に、プラスチックごみや食品ロスの問題への対応は、現代において最も重要な課題の一つである。これらの問題に取り組むためには、地域全体での意識改革と行動の変化が求められる。

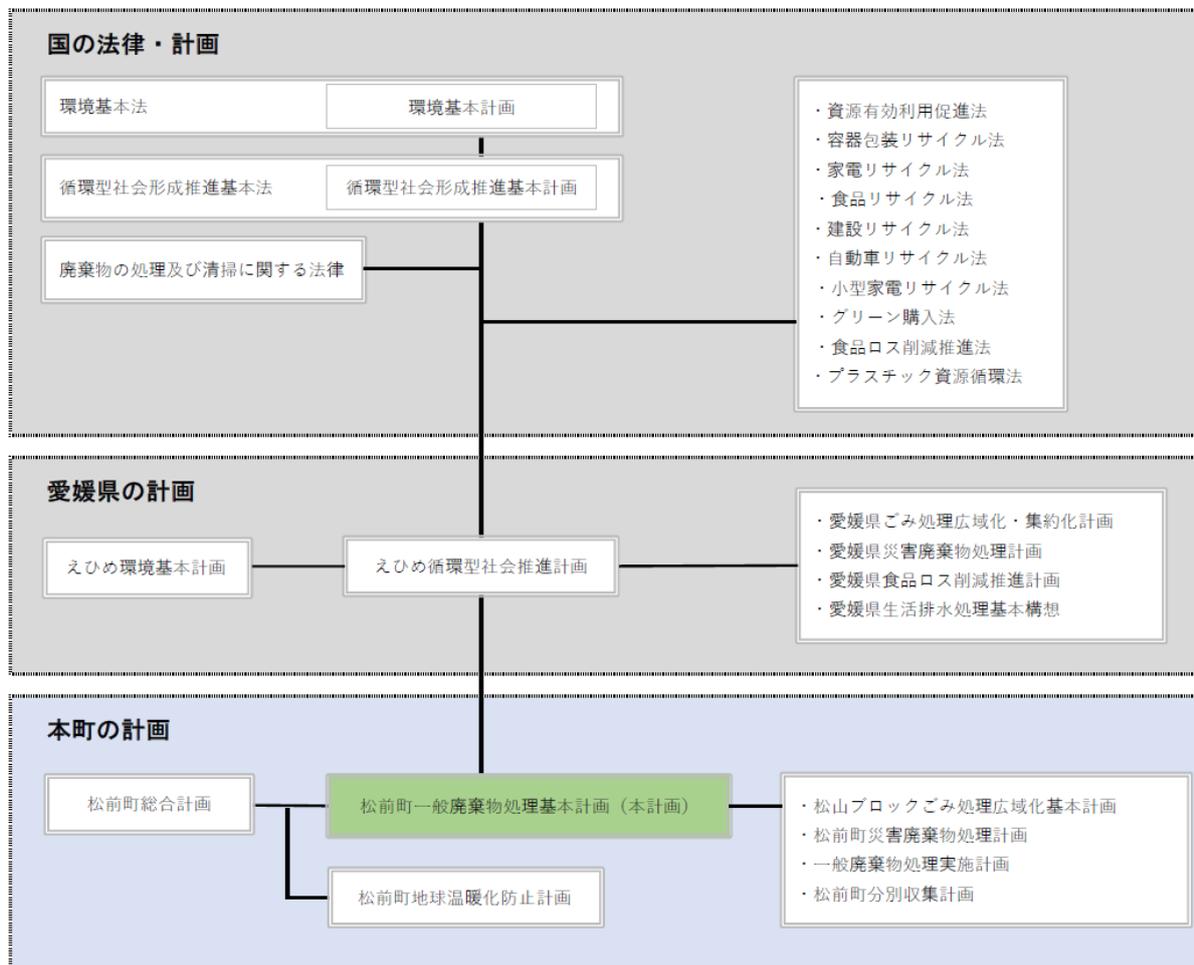
また、し尿や生活排水の処理体制の充実も、循環型社会における重要な一環として位置付けられている。環境負荷の低減と資源の無駄の削減を行い、持続可能な循環型社会を構築することを目指す。

今後、より多くの住民が積極的に参加できるよう、情報提供や啓発活動を強化し、透明性の高い計画運営を行うとともに、計画の進捗を定期的に評価・見直ししながら、適切に実行していく。



## 第2項 計画の位置付け

本計画の位置付けと他の法令、計画等との関係を次に示す。



## 第3項 松前町総合計画における位置付け

第5次松前町総合計画においては、本町を取り巻く状況において循環型社会の構築を掲げており、その推進のための目的と方針に、人の生活や活動に伴って発生する廃棄物を抑制するとともに、安全で快適な環境への負荷の少ない持続可能な循環型のまちを目指し、広域的なごみ処理・リサイクル体制、し尿及び浄化槽汚泥処理体制の充実に努め、5 R運動を促進することとなっている。

第5次松前町総合計画（令和2年度～令和11年度）		
基本構想	将来像	生きる喜び あふれる まち まさき
	基本目標	いきいき 心も体も元気いっぱい！ きらきら まちも人もおしゃれに輝く！ わいわい 町民みんなが主役！
	基本施策 (抜粋)	○安全・安心な生活環境づくり ①消防・防災の充実 ②防災・減災の促進 ③防犯・交通安全の充実

	<p><b>④環境保全と景観の創造</b> <b>⑤循環型社会形成の促進</b> ⑥公園・緑地・水辺の保全 ⑦コミュニティの育成 ⑧消費者行政の推進</p> <p>○笑顔で暮らせる健康づくり ○豊かな心を育む人づくり</p> <p>○活力あふれるにぎわいづくり ○快適で暮らしやすい基盤づくり</p>
主要施策	<p>○水質汚濁等環境問題への対応</p> <p>○廃棄物処理に関する指針の見直し</p> <p>○ごみ処理・リサイクルの推進</p> <p>○5 R 運動の推進</p> <p>○し尿等処理体制の充実</p>

第4項 計画の目標年次

本計画の計画期間は令和8年度を初年度とし、令和22年度までの15年間とする。

なお、今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、随時見直しを行うこととする。

年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
計画期間・目標	計画初年度					中間目標年度					中間目標年度				目標年度

## 第2章 松前町の概要

### 第1項 地理的特色

本町の位置は県都松山市の南方に隣接し、東は四国霊峰石鎚山を仰ぎ、西は伊予灘に面し、南には四国山脈が望める。土地は、起伏のない平坦地であり、面積は20.38km<sup>2</sup>、愛媛県の自治体では最小面積である。



### 第2項 地目別土地面積

(単位：ha)

田	畑	宅地	池沼	山林原野	雑種地	その他	合計
816	68	572	3	0	81	498	2,038

資料：松前町統計書令和6年度版

### 第3項 人口の推移

(単位：人)

H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
30,846	30,710	30,611	30,478	30,369	30,417	30,167

各年度10月末現在

### 第4項 産業構造

(単位：事業所、人)

	事業所数	従業者数
第一次産業	9	173
第二次産業	272	5,153
第三次産業	870	8,443
総 数	1,151	13,769

資料：松前町統計書令和6年度版

## 第2編 ごみ処理編

## 第2編 ごみ処理編

### 第1章 ごみ排出量の推移

#### 第1項 ごみ処理に係る組織及び体制

現在、町で処理しているごみは、一般家庭から排出される家庭系ごみ及び事業所から排出される事業系ごみからなり、収集及び直接搬入ごみの内、可燃ごみについては、これまで伊予地区清掃センターで焼却処理していたが、施設の老朽化に伴い、令和5年4月より焼却炉を停止し、松山市西クリーンセンターに搬入し焼却処分している。事業系一般ごみは、伊予地区清掃センターを経由し、松山市西クリーンセンターに搬入して焼却処分をしている。

また、有害ごみ、資源ごみ、埋立ごみ及び粗大ごみについては、民間委託処理を行っている。

#### 第2項 排出量の推移

過去の実績におけるごみ総排出量は、人口減少及び松山市西クリーンセンターへの搬入開始に伴う事業系一般ごみの分別改善による減少により、減少傾向となっている。

#### 【ごみ総排出量の実績】

(単位：t)

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
可燃 ごみ	家庭系	4,498	4,536	4,379	4,356	4,210	4,034	3,925
	事業系	3,787	3,899	3,582	3,846	4,226	2,171	2,176
	合計	8,285	8,435	7,961	8,202	8,436	6,205	6,101
資源 ごみ	行政回収	2,276	2,175	2,553	2,480	2,428	2,348	2,153
	集団回収	316	300	292	294	285	260	247
	合計	2,592	2,475	2,845	2,774	2,713	2,608	2,400
有害ごみ		8	8	9	8	8	8	8
埋立ごみ		284	278	276	269	294	279	292
粗大ごみ		81	75	80	84	83	72	77
ごみ総量		<b>11,250</b>	<b>11,271</b>	<b>11,171</b>	<b>11,337</b>	<b>11,534</b>	<b>9,172</b>	<b>8,878</b>
内家庭系		7,463	7,372	7,589	7,491	7,308	7,001	6,702

【町民ひとり1日当たりのごみ排出量】

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
<b>A</b> 家庭系ごみ総量 (単位: t)	7,463	7,372	7,589	7,491	7,308	7,001	6,702
<b>B</b> 資源回収分を除くごみ排出量 (可燃ごみ+埋立ごみ+粗大ごみ) (単位: t)	4,863	4,889	4,735	4,709	4,587	4,385	4,294
人 口 (人)	30,846	30,710	30,611	30,478	30,369	30,417	30,167
<家庭系排出原単位> <b>ひとり1日当たりのごみ排出量</b> (単位: g) A ÷ 年間日数 ÷ 人口 × 1,000,000	663	658	679	673	659	631	609
<国の指標に基づく原単位> <b>資源回収分を除くひとり1日当りのごみ排出量</b> (単位: g) B ÷ 年間日数 ÷ 人口 × 1,000,000	432	436	424	423	414	395	390

## 第2章 これまでの排出抑制の取り組み

### 第1項 資源ごみ集団回収活動奨励金交付制度

町内のボランティア活動団体やコミュニティ団体が、資源ごみを自主的に回収し、ごみの資源化、減量化を町民自らが行うことを目的に、資源ごみ集団回収活動奨励金の交付を行っている。

#### 【松前町資源ごみ集団回収活動奨励金交付要綱に基づく金額】

補助対象	対象資源ごみ	補助金の額
ボランティア活動団体 コミュニティ団体	新聞紙、雑誌類、段ボール、紙パック、古布類、アルミ缶、発砲トレイ、ペットボトル、卵パック、ペットボトルのふた、	4円/kg
	スチール缶、金属類	9円/kg
	木くず	13円/kg
	廃食用油	20円/kg
	びん（無色、茶色、その他色）	24円/kg
	廃プラスチック	39円/kg
	乾電池類、蛍光灯類	404円/kg

#### 【松前町資源ごみ集団回収活動実績】

（単位：t）

	紙類	缶類	その他	合計
H30	301	8	7	316
R1	284	9	7	300
R2	270	10	12	292
R3	279	10	5	294
R4	273	10	2	285
R5	249	9	2	260
R6	236	8	3	247

### 第2項 粗大ごみ戸別回収制度導入

平成16年度までごみステーションで回収を実施していたが、平成17年度から個別回収制度へ転換を図った。回収回数を1世帯当たり年7回までとし、1回の収集品目を5品目までとしたことにより収集量は減少している。

### 第3項 可燃ごみ指定袋制度導入

平成 17 年に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化された。

本町では、平成 18 年度から可燃ごみ指定袋制度を導入し、排出量に応じた負担の公平化を図るとともに、発生抑制、再生利用の推進等を行ってきたことにより、家庭系可燃ごみは減少傾向にある。

指定袋は3種類（大 45ℓ・40円/枚、中 30ℓ・30円/枚、小 20ℓ・20円/枚）

### 第4項 環境教育・啓発活動

小・中学生に向けた環境教室の開催や地域社会の場におけるごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方について出前講座や広報紙等により情報提供を行っている。

### 第5項 民間企業との連携協定

令和6年に不用品をリユースするための売り手と買い手を繋ぐマッチングプラットフォーム（おいくら）を運営する「株式会社マーケットエンタープライズ」と連携協定を締結した。本連携協定は、家庭においてまだ使用可能な不要品を廃棄物としての処分ではなく、住民自らがマッチングサイトを利用して売買することで、本町のごみの削減を目指すものである。

### 第3章 資源化の取り組み

可燃ごみや埋立ごみの減量化を図るため、リサイクル可能なごみの分別収集を推進してきた。

#### 【資源化の取り組み経緯】

開始年度	分別の種類
H 9	有害ごみ、かん類、びん類
H12	ペットボトル
H14	紙類
H15	プラスチック類
H16	金属類
H17	古着・古布類
H18	せんてい枝（月1回）
H19	せんてい枝（月2回に）
H20	乾電池（埋立から有害に変更） 廃食用油（拠点回収）
H24	わたふとん（拠点回収）
H25	小型家電（拠点回収）
R 5	古着回収（拠点回収） 【伊予高校「服のカプロジェクト」との連携】
R 6	粗大ごみ等リユース推進（おいくら導入） 【(株)マーケットエンタープライズとの協定締結】

#### 第4章 収集運搬

家庭系ごみは下表の分類により民間業者に委託し収集運搬を行っている。

分類		収集回数	収集方式	内容等
可燃ごみ		週2回	家庭系廃棄物集積場所（ごみステーション）	生ごみ、プラマークのないプラスチック製品、紙おむつ、靴、綿入りの衣類等※可燃ごみ指定袋で排出
資源ごみ	紙類（新聞）	月2回		新聞紙、折込チラシ
	紙類（紙パック）			内容量が500ミリリットル以上の紙パック
	紙類（段ボール）			段ボール紙
	紙類（雑誌類）			雑誌、封筒、紙袋、シュレッダー紙
	プラスチック類	週1回		プラスチック製容器包装の識別マークがある容器包装、発砲スチロールの容器及び緩衝材等
	ペットボトル	月1回		PETボトル識別マークがある飲料及び調味料等の容器
	かん類	月1回		スチール及びアルミマークがある缶
	びん類	月1回		リターナブルびん以外のびん
	金属類・スプレー缶	月1回		スチール及びアルミマークがない缶、アルミ箔、金属製品、スプレー缶
	古着・古布類	月1回		衣類、バスタオル、カーテン、ハンカチ、シーツ、敷布、毛布等
せんてい枝	月2回	枝打ちした直径10センチメートル、長さ1メートル未満のせんてい枝、枝打ち処理した葉、枯葉、雑草		
廃食用油	随時	拠点回収（庁舎、東西北公民館等）		廃食用油は、植物性廃食用油に限る。 * バイオディーゼル燃料に適さない植物性油を除く
小型家電				家電リサイクル法対象の4品目・モバイルバッテリー商品等を除く家電製品
わた布団		庁舎	「わた」入りの布団や座布団	
小型二次電池			携帯電話、電子たばこ、モバイルバッテリー等	
有害ごみ	月1回	家庭系廃棄物集積場所（ごみステーション）	蛍光灯、体温計（水銀式）、ボタン型電池（水銀使用）乾電池（上記とは別袋で排出）	
埋立ごみ	月1回	家庭系廃棄物集積場所（ごみステーション）	陶磁器類、カセットテープ、ガラス、割れたびん、電球、小型家電製品、硬質プラスチック類、その他異なる材質の部品でできた複合物等	
粗大ごみ	年7回	戸別回収	45リットルのごみ袋に入らない大型ごみ。 * 事前申込制	

\* 事業系ごみは、事業者自らが処理するか、一般廃棄物処理業許可業者に依頼し処理を行う。

## 第5章 中間処理

### 第1項 可燃ごみ、埋立ごみ、粗大ごみ

可燃ごみは、松山市に委託し、中継施設（松前町不燃物置場内）を経由した上で、松山市西クリーンセンターに搬入し焼却処理を行っている。また、伊予地区清掃センターへ直接搬入された可燃ごみについては集約を行い、松山市西クリーンセンターに搬入して焼却処理を行っている。

埋立てごみ及び粗大ごみについては、松前町不燃物置場に搬入し、中間処理（「可燃ごみ」「資源ごみ」「埋立ごみ」に分別）を行い、「可燃ごみ」は松山市西クリーンセンターへ、「資源ごみ」は民間業者に委託し処分を行っている。

#### 【松山市西クリーンセンター施設概要】

所在地	松山市大可賀三丁目525番地6外
施設所管	松山市
処理能力	420 t/日（140 t/日×3炉）
敷地面積	27,160㎡
竣工年月	平成25年12月

### 第2項 資源ごみ

本町は資源ごみの中間・資源化処理施設を有していないため、民間業者に委託し中間処理及び資源化処理を行っている。

## 第6章 最終処分

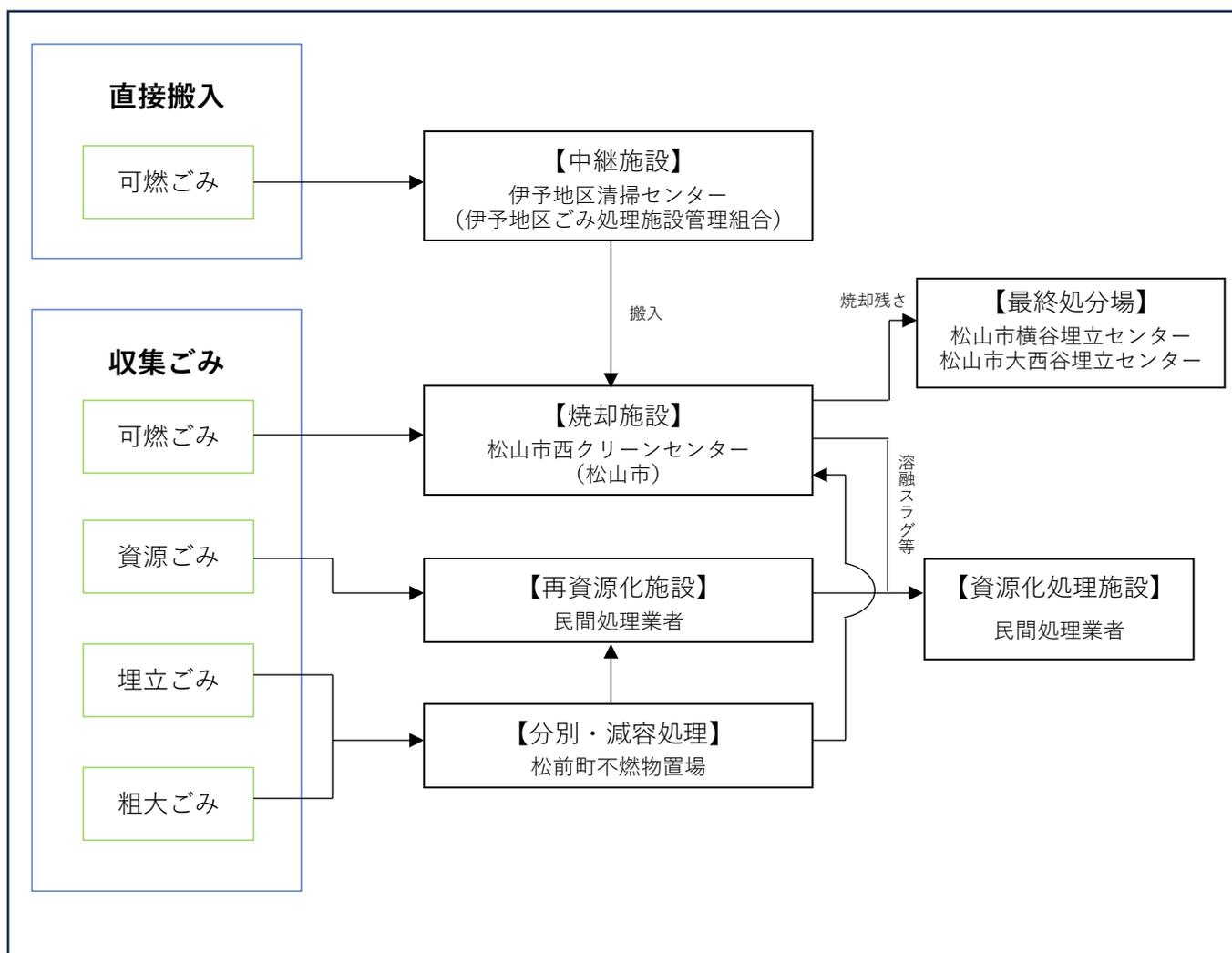
可燃ごみを松山市西クリーンセンターで処理したのちの焼却灰は松山市横谷埋立センター、松山市大西谷埋立センターにて最終処分を行っている。

埋立ごみ及び粗大ごみについては、本町は最終処分場を有していないため、民間業者に委託し最終処分を行っている。

【本町のごみ処理フロー（令和7年度）】

従来の焼却施設であった伊予地区清掃センターでは可燃ごみの直接搬入を受付けており、持込みされた可燃ごみとともに集約・積替えを行い、松山市西クリーンセンターに搬入している。

資源ごみは、民間の処理委託業者にて選別、整理し資源化を行っている。



## 第7章 ごみ処理に係る計画等

愛媛県では、平成10年に「愛媛県ごみ処理広域化計画」を策定し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減や最終処分場の確保などを目的として、広域化の取り組みを進めてきた。その後、人口減少や3Rの推進、市町の厳しい財政事情やごみ処理施設の老朽化、担い手の人材不足といった課題背景の中、令和4年3月に「愛媛県ごみ処理広域化・集約化計画」が策定された。

松山ブロック（松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町、久万高原町の3市3町）では、令和2年9月に「松山ブロックごみ処理広域化検討協議会」が設置され、愛媛県がオブザーバーとして参加しながら、松山ブロックのごみ処理広域化・集約化の具体的な検討が進められてきた。令和4年3月には「松山ブロックごみ処理広域化基本構想」が策定され、各市町の現状や課題、広域処理の基本的な方向性が整理された。その後、議論を重ねた結果、令和5年3月に3市3町は「ごみ処理広域化に関する基本合意書」を締結し、松山市南クリーンセンターの敷地内に新施設を整備する方針など、広域的なごみ処理体制の構築に合意した。

さらに令和6年3月には、「松山ブロックごみ処理広域化基本計画」が策定され、関係市町のごみ排出状況や将来のごみ量の予測を行うとともに、松山ブロックにおける広域処理の基本事項が示されました。引き続き広域処理について協議・検討を行い、持続可能で効率的なごみ処理体制の実現を目指していく。

### 【松山ブロックでのごみ処理広域化の体制】

項目	体制
対象ごみ	「可燃ごみ」及び「粗大ごみ」とし、区分に係る分別方法は、松山市の運用に統一するものとする。
対象工程	「中間処理」及び「中間処理に伴い生じる残さの最終処分」
施設体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松山市西クリーンセンターを広域処理施設の一つとして運用し、同施設では不足する部分を補うものとして、新施設を整備する。</li> <li>・新施設は、ストーカ式焼却炉（可燃ごみ）及び破碎選別施設（粗大ごみ）とし、松山市南クリーンセンターの敷地内に新設する。</li> </ul>
運搬体制	松山市を除く2市3町は、行政又は許可業者が収集するごみは除き、住民及び事業者が直接搬入するごみを中継施設で集約した上で広域処理施設に搬入する。
ごみ処理有料化	各市町が個別に判断
組織体制	松山市を除く2市3町は、地方自治法第252条の14（事務の委託）の規定により、対象ごみの処理を松山市に委託するものとする。
広域化実施までの過渡期の対応	（可燃ごみ） 松山市のごみ処理施設で他市町のごみを処理することを前提として調整する。

	(粗大ごみ) 各市町が個別に処理する。
災害時の対応	平常時に松山市のごみ処理施設で処理することとした可燃ごみ及び粗大ごみと同等の性状を有する災害ごみで、松山市が受入可能と判断したものに限り、松山市のごみ処理施設に搬入する。その他の性状の災害ごみは民間業者へ処分を委託する。

## 第8章 ごみ処理の課題

### 第1項 ごみ排出量

過去5年間におけるごみ総排出量は、年々減少しており、1人当たりのごみ排出量も減少傾向にある。

本町の人口は、今後も少子化の進行等により、減少傾向で推移していくことが予測される。これに伴い、生活スタイルや消費行動が変化し、ごみの質・量の両面で従来とは異なる廃棄物の発生構造が生じつつある。今後は、これまで実施してきたごみ発生・排出削減の取り組みをさらに推進していくとともに、食品ロス対策、廃プラスチック類対策など新たな取り組みを導入し、従来の「量的な減量」だけでなく、「質（成分・形態）の変化」に対応していく必要がある。

### 第2項 分別・収集運搬体制

本町は収集運搬機能を有していないため、民間業者に委託し問題なく運営しています。今後も円滑な収集・運搬のため、引き続きごみ出しルール周知徹底を行い、適切なごみ処理や循環利用率の向上、最終処分量の削減に努めるとともに、高齢化社会に対応するため必要に応じて収集体制や処理体制の見直しを行っていく。

さらに、発火性危険物を含む家電製品等の収集・運搬においては、収集作業中や松前町不燃物置場での火災を防止するための対策が求められている。住民には分別排出の啓発を進め、松前町不燃物置場での防火設備の更新などの取り組みを実施しているが、火災防止に向けてハード・ソフト両面での対策を一層強化する必要がある。

### 第3項 中間処理

令和5年度より、可燃ごみの中間処理は松山市に委託し、松山市西クリーンセンターで実施している。今後も引き続き分別の徹底を図り、ごみの減量化や資源化に向け、松山ブロック3市3町がごみ処理広域化に伴う中間処理の体制について連携していく必要がある。

### 第4項 資源化の課題

資源ごみの適正な分別の推進や資源ごみ集団回収活動の推進により、前計画開始年の平成21年度の資源化量実績は2,518 t、リサイクル率21.5%に対して、令和6年度の資源化量

実績は2,400 t と減少したものの、リサイクル率27%を達成している。行政による資源ごみ収集の量は増加傾向にあるのに対し、資源ごみ集団回収の量は年々減少している。今後はさらに循環型社会の形成に向け、地域とともに進めるごみ資源化について検討していく必要がある。

#### 第5項 最終処分の課題

最終処分は、本町が委託した一般廃棄物最終処分場で行っているが、最終処分には多大な経費が必要となる上、処分場の延命化を図るためにもさらなる減量を推進する必要がある。

## 第9章 ごみ処理基本計画

### 第1項 計画の基本理念

本町では、人口減少、少子高齢化が進行しており、公共施設の老朽化や空き家の増加、大規模自然災害への対策等、様々な課題が顕在化している。こうした本町を取り巻くさまざまな状況に的確に対応し、持続可能となるまちづくりの指針となるよう、令和7年3月に「第5次松前町総合計画【改訂版】(以下、「総合計画」という。))」を定めている。総合計画では、「生きる喜び あふれる まち まさき」がまちの目指す将来像として掲げられており、その中で、「安心・安全な生活環境づくり」の推進が基本施策の一つとして位置付けられている。一般廃棄物処理施策についても、循環型社会形成の推進の視点から、町全体のまちづくりと連携した取り組みが掲げられている。

### 第2項 基本方針

#### (1)ごみの発生抑制と資源循環の仕組みの強化

持続可能な社会を築くためには、一人ひとりが日々の暮らしや消費行動を見直し、ごみの発生をできる限り減らすことが重要である。これには、使い捨てを避け、物を長く大切に使う「リユース(再使用)」や、修理して使い続ける「リペア(修繕)」、過剰な消費を抑える「リデュース(発生抑制)」、不要なものを受け取らない「リフューズ(拒否)」、再生品を選んで使う「リサイクル(再資源化)」といった行動が求められます。特に、プラスチックごみや食品ロスの削減など、日常の選択が環境に与える影響を意識することが大切である。

また、製品を提供する事業者に対しては、製品の設計から流通、使用、廃棄までの全サイクルにおいて、廃棄物の発生を抑える仕組みへの転換が求められる。ごみになりにくく、リサイクルしやすい製品の開発・提供を促進するとともに、消費者の選択をサポートする環境配慮型のサービス展開が重要である。

#### (2)環境負荷の少ない循環型の処理システムの構築

リデュースやリユースを進めても、一定の廃棄物は避けられない。そうしたごみについては、可能な限り分別・再資源化を進め、焼却や埋立といった処理に伴う環境負荷を最小限に抑える循環型の処理体制を整備する。

特に、気候変動への対応や脱炭素社会の実現を見据え、最新のリサイクル技術や資源回収の動向を踏まえた上で、本町の特性に応じた柔軟で実効性のあるリサイクルシステムの構築を進める。併せてデジタル技術なども活用し、適正処理の透明性を高める運用を目指す。

#### (3)住民・事業者・行政の協働による取り組みの推進

ごみの排出を生み出しているのは、私たち一人ひとりの日常生活である。循環型社会

の実現には、住民、事業者、そして行政の三者がそれぞれの立場と責任を理解し、協力を通じて取り組むことが不可欠です。

住民や事業者は日々の生活や事業活動の中で、分別の徹底や資源の再利用といった実践的な行動を行い、行政は制度や仕組みの整備、情報提供、環境教育などを担う必要がある。相互に信頼と協力の関係を築きながら、「出さない」「活かす」「減らす」社会づくりを地域全体で進めていく。

### 第3項 計画ごみ量

本計画では、具体的な数値目標の設定を検討するため、今後の計画期間におけるごみ量の推計を行った。

計画ごみ量については、ごみ処理基本計画策定指針（平成28年環境省策定）を参考に、過去の実績から区分ごとの排出原単位を算出し、この実績を基に将来推計した上で、将来推計人口を乗じて排出量を予測した。

#### (1) 計画収集区域内人口

計画収集区域は町全域とし、計画収集区域内人口は全行政区内人口と同数とする。

本町の最上位計画である総合計画における将来人口の目標では、令和11年28,500人と示されている。将来人口の推計値については、平成28年2月に策定された松前町人口ビジョンの値を参考とする。

(単位：人)

実績値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
	30,611	30,478	30,369	30,417	30,167
推計値	R 7	R12	R17	R22	
	<b>29,093</b>	<b>28,506</b>	<b>27,887</b>	<b>27,280</b>	

\* 推計値は、平成28年松前町人口ビジョンより

#### (2) 減量化・資源化目標

減量化・資源化の目標を、国や愛媛県が示す目標を参考に、以下の表に示すように定める。排出量の削減目標に関しては、原単位による削減目標とし、家庭系原単位については540 g/人・日以下、リサイクル率を35%にすることを目標とする。

対象	目 標	国・県の目標（参考）
家庭系原単位	<b>540 g / 人・日以下</b>	国：第五次循環型社会形成推進基本計画 令和12年度目標 約580 g / 人・日
資源ごみを除く 1 人 1 日	<b>300 g / 人・日以下</b>	国：廃棄物処理法に基づく基本方針

当たりごみの排出量（原単位）		令和12年度目標 約478g/人・日
リサイクル率	<b>35%以上</b>	国：廃棄物処理法に基づく基本方針 令和12年度目標 26%

### (3)計画ごみ量

目標年度（令和22年度）における、計画ごみ量を以下の表に示す。原単位、リサイクル率の目標を達成することで、令和6年度と比較し、計画ごみ量を約1,600 t 減少させる計画となる。

#### <計画ごみ量>

		実績量					計画量			
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R12	R17	R22
人口 (単位：人)		30,611	30,478	30,369	30,417	30,167	29,093	28,506	27,887	27,280
可燃 ごみ	家庭系 (行政回収)	4,379	4,356	4,210	4,034	3,925	3,748	3,322	2,952	2,602
	事業系	3,582	3,846	4,226	2,171	2,176	2,154	2,049	1,948	1,853
	合計	7,961	8,202	8,436	6,205	6,101	5,902	5,371	4,900	4,455
資源 ごみ	行政回収	2,553	2,480	2,428	2,348	2,153	2,068	2,147	2,209	2,262
	集団回収	292	294	285	260	247	236	245	253	260
	合計 A	2,845	2,774	2,713	2,608	2,400	2,304	2,392	2,462	2,522
	有害ごみ B	9	8	8	8	8	8	8	8	8
埋立ごみ		276	269	294	279	292	279	247	220	194
粗大ごみ		80	84	83	72	77	74	66	58	51
計画ごみ総量 C		11,171	11,337	11,534	9,172	8,878	8,567	8,084	7,648	7,230
内家庭系		7,589	7,491	7,308	7,001	6,702	6,413	6,035	5,700	5,377
リサイクル率(%) (A+B)÷C		25.5	24.5	23.6	28.5	27.1	27.0	29.7	32.3	35.0

①計画家庭系ごみ量

	実績量					計画量			
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 12	R 17	R 22
人口 (単位：人)	30,611	30,478	30,369	30,417	30,167	29,093	28,506	27,887	27,280
原単位 (単位：g/人・日)	679	673	659	631	609	604	580	560	540
年間量 (t/年)	7,589	7,491	7,308	7,001	6,702	6,413	6,035	5,700	5,377

家庭系ごみ量は現在の原単位から5カ年毎に20g削減を目指す。

②計画事業系ごみ量

(単位：t)

	実績量					計画量			
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 12	R 17	R 22
年間量	3,582	3,846	4,226	2,171	2,176	2,154	2,049	1,948	1,853

事業者の排出を抑制する取り組みを推進し、5カ年毎に5%削減を目指す。

③計画総ごみ量

(単位：t)

	実績量					計画量			
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 12	R 17	R 22
家庭系	7,589	7,491	7,308	7,001	6,702	6,413	6,035	5,700	5,377
事業系	3,582	3,846	4,226	2,171	2,176	2,154	2,049	1,948	1,853
年間量	11,171	11,337	11,534	9,172	8,878	8,567	8,084	7,648	7,230

第4項 持続可能な循環型社会の実現に向けて

(1)住民・事業者・行政の役割

環境問題への意識が高まる中、ごみの減量化と資源循環は、未来を支える重要な課題です。本計画では、住民、事業者、行政それぞれの役割を明確にし、それぞれの取り組みを促進することで、持続可能な循環型社会の実現を目指します。

ア 住民の役割

- ・日々の消費行動を見直し、ごみの発生を極力抑えるよう努める。
- ・ごみの分別ルールを遵守し、集積場所の適正管理を行う。
- ・生ごみの堆肥化やコンポスト利用など、家庭でできる資源化を積極的に実践する。
- ・詰め替え製品や長く使える製品を選び、使い捨て商品の購入を自粛する。
- ・過剰な包装を断り、マイバッグ、マイボトルを活用する。
- ・食品ロスをなくすため、必要な分だけ調理し、食べ残しを減らす。
- ・製品の寿命を最大限に延ばすため、修理やリメイクを積極的に行う。

- ・フリマアプリ、オークション、リサイクルショップなどを活用し、不用品の再利用・譲渡を行う。
- ・リターナブル容器の利用や、テポジット制度、販売店回収制度などを積極的に活用する。
- ・地域のごみ減量活動や清掃活動に積極的に参加する。

#### イ 事業者の役割

- ・事業活動に伴う廃棄物を最小限に抑え、適切な方法で処理する。
- ・ごみの発生抑制やリサイクルを促進する施策に積極的に協力する。
- ・使い捨て商品の製造・販売を見直し、環境負荷の低い製品の開発を推進する。
- ・製品の長寿命化やリサイクルしやすい素材の利用を推進する。
- ・過剰包装を避け、簡易的な包装に転換を進める。
- ・リターナブル容器やテポジット制度への対応を検討し、導入を図る。
- ・環境マネジメントシステム（ISO14001等）の導入などを検討する。

#### ウ 行政の役割

- ・職員の専門性を高め、効率的なごみ処理体制の確立に努める。
- ・ごみ多量排出事業者の減量化計画策定を指導し、進捗状況を確認する。
- ・住民、事業者の取り組みを広めるための啓発活動や支援策を充実させる。
- ・国や企業等に対し、より効果的なごみ減量化・リサイクル策の導入を働きかける。
- ・ごみ減量・リサイクルへの貢献者を評価する施策を検討し、公平な処理費負担を確保する。
- ・リサイクル施設を整備・運営する事業者に対し可能な支援を行う。
- ・役場内備品や公共工事におけるリサイクル品の利用を積極的に推進する。
- ・環境教育、施設見学、イベントなどを開催し、住民への情報提供と学習機会を充実させる。

### (2)減量化の推進

ごみ処理量の削減は、環境負荷軽減と持続可能な社会の実現に不可欠です。そのため、ごみの発生抑制は重要な取り組みであり、住民、事業者、行政が一体となって取り組む必要がある。

#### ア ごみ減量啓発の強化

広報媒体、SNS、イベントなど、多様な手段を活用し、継続的な啓発活動を展開し、住民意識向上を図る。また、学校教育や地域活動を通じて、次世代へのごみ減量意識の育成を行う。

#### イ 資源ごみ集団回収活動の利用促進

資源ごみ集団回収活動に対する奨励金交付制度を継続し、地域住民の主体的な取り組みを支援する。

#### ウ 有料化制度の見直し

家庭系可燃ごみの指定袋による有料化制度について、今後の社会情勢や処理コストの変化に応じて、手数料等の見直しを検討する。

#### エ 食品ロスの削減

本町における年間の食品ロスの量は、令和2年度に実施された愛媛県家庭系食品ロス実態調査の結果、食品廃棄物発生量が1,253.6 t、食品ロス発生量が262.0 tと推計される。

また、食品ロスのうち直接廃棄された食品の消費期限・賞味期限表示を確認したところ、「表示なし」が49.3%と最も高く、次いで「消費・賞味期限切れ」が35.4%、「消費・賞味期限内」が15.3%となっており、消費・賞味期限内の食品が多く廃棄されていることがわかる。

この結果から、町民への「消費期限」と「賞味期限」の違いや余剰食品の活用などの食品ロス削減に向けた情報発信が重要である。また、食品ロスの削減は、国、地方公共団体、事業者、消費者等が連携し、対策を進めていくことが必要であることから、次の取り組みを推進していく。

##### ① 食品ロス削減に向けた意識啓発及び広報活動

宴会での乾杯後30分間と終了の10分前になったら自分の席に戻って食事を楽しみ、食品ロスを減らす「3010運動」を推進する。また、食品ロス削減月間（10月）、食品ロス削減の日（10月30日）に関する啓発活動を行います。

##### ② おいしい食べきり運動推進店登録制度

おいしく食べきる取り組みを実践する飲食店等を募集し、「松前町おいしい食べきり運動推進店」として登録する。登録店の取り組みは、町ホームページ等で紹介する。

##### ③ 「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」への参加による連携

この協議会は、「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体により、食品ロスを削減することを目的として発足した。「食べきり運動」の普及・啓発や地方公共団体の取り組み等の情報共有を推進していく。

#### オ プラスチック資源循環の促進

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、既にリサイクルを行っている容器包装プラスチックに加え、現在埋立処分をしている製品プ

ラスチックについてもリサイクルを行うために、新たな分別による収集を検討していく。

## 第5項 収集運搬計画

### (1)収集方式

計画収集区域は本町全域とする。

#### ア 通常の収集

家庭から出るごみは、原則として地域（利用者）が管理する家庭系廃棄物集積場所（ごみステーション）に排出されたものを収集する。

#### イ 直接持込み

可燃ごみについては、業者に委託し、町内2か所で住民が随時持込みを行える「可燃ごみ持込受入施設」を設け、ごみを施設でまとめた後焼却場へ運搬する。

#### ウ 戸別収集

粗大ごみについては、事前申込制度とし戸別収集を行う。

### (2)収集運搬体制

ア 収集運搬業務は、生活環境の保全上支障が生じないうちに迅速かつ安全に行わなければならないため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められる基準を満たし、かつ、分別収集を行うための適切な体制が確保できる一般廃棄物処理業許可業者に委託し実施することとするが、次に該当する業者には委託しない。

- ① 役員等が、暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる場合。
- ② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合。
- ③ 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる場合。
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

イ 高齢社会に対応したサービスの提供も検討していく。

ウ 事業系ごみについては、事業者が自らの責任において、直接運搬するか、一般廃棄物処理業許可業者に直接依頼し適正な処理を行う。

## 第6項 中間処理計画

### (1)可燃ごみ

可燃ごみは、松山市西クリーンセンターに搬入して焼却処分する。また、伊予地区清掃センター及び本町の委託する民間業者の施設へ直接搬入されたごみは、各施設で集約を行い、松山市西クリーンセンターに搬入して焼却処分する。

### (2)粗大、埋立ごみ

粗大、埋立ごみは、松前町不燃物置場において分別を行い、可燃ごみは松山市西クリーンセンターで焼却処理を行う。資源物は民間業者に委託し中間処理を施し再資源化することにより、最終処分量の減量に努める。

### (3)資源ごみ

分別排出された資源物は民間委託業者により中間処理を施し次の表に示すリサイクルルートにより再商品化を行う。今後は、費用対効果が見込める新たなリサイクルルートの開拓に努め、中間処理施設の整備についても検討していく。

#### 【各資源物リサイクルルート】

品 目	リサイクルルート	
	独自ルート	指定法人ルート
紙 類	○	-
プラスチック類	-	○
ペットボトル	○	○
かん類	○	-
びん類	○（白・茶色）	○（その他色）
金属類	○	-
古着・古布類	○	-
せんてい枝	○	-
わたふとん	○	-
小型家電	○	-
有害ごみ	○	-
廃食用油	○	-

## 第7項 最終処分計画

最終処分は、今後も一般廃棄物最終処分場にて行うが、最終処分には多大な経費が必要となる上、処分場の延命化を図るためにも住民、事業者に対し更なる減量啓発を行い、町

においては、粗大ごみ、埋立ごみの分別が効果的に行える施策の検討を進めていく。

## 第8項 その他

### (1)松前町環境審議会

環境の保全・回復及び快適な環境の創出に努め、将来にわたって町民が健康で文化的な生活が営めるよう幅広い視点から、町の環境施策や各種法令等の規定に基づく事項について、意欲、知識及び識見を持っている者のうちから町長が委嘱し調査審議を行う。

### (2)災害廃棄物

地震等の大規模な災害が発生した場合については、国の災害廃棄物対策指針や地域防災計画に基づいて対応することとなる。本町においては、「松前町災害廃棄物処理計画」に基づき、愛媛県災害廃棄物処理計画や松前町地域防災計画との整合を取りながら、災害廃棄物に起因する混乱を最小限にしていく。

### (3)海岸・河川漂着ごみ対策

海岸・河川漂着ごみの処理は、主に各海岸・河川管理者が行っているが、その一部については地域住民のボランティア等により行われている。ボランティア等が回収したごみについては、本町において収集・処理を行い、各海岸管理者が回収したごみの処理については、本町で受け入れ可能なものはできる限り協力する。

### (4)適正処理困難物に対する方針

ア 環境大臣が指定する適正処理困難物については、製造業者等または排出者において適正に処理する。

イ 次の品目は適正処理が困難であることから、本町においては収集及び処分は行わない。

処理が困難な物	・危険性、有害性があるもの ・重量、容積が著しく大きいもの
資源有効利用促進法対象物	・自動車等
家電リサイクル法対象物	・エアコン、テレビ、冷凍・冷蔵庫・冷温庫、洗濯機、衣類乾燥機
一時大量ごみ	・1日に15kgを超えるもの
医療系廃棄物	・注射器、注射針、チューブ・カテーテル類
特別管理一般廃棄物	・PCB使用製品 ・ばいじん ・ダイオキシン類含有物

	・ 感染性一般廃棄物
事業系ごみ	・ 事業活動に伴い生じるごみ（可燃ごみを除く）
産業廃棄物	・ 産業廃棄物に分類される20品目

#### (5) 小型二次電池のリサイクル

小型二次電池とは、使い切りの乾電池とは違い充電して繰り返し使える充電式電池のことで携帯電話やモバイルバッテリー、ノートパソコンなどに使われている。小型二次電池については「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、メーカーによる回収、リサイクルが義務付けられており、平成13年4月から回収・リサイクルが行われている。回収対象品目は、「ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小型シール鉛蓄電池」となっており、これら使用済みの充電式電池は充電式電池リサイクル協力店などに設置しているリサイクルBOXにて回収しリサイクルされる。

本町でも、資源を有効に利用するため、また、収集車両等の火災を防止する観点から町民課窓口にて住民からの直接持込みを受入れ、中間処理業者を通して適正にリサイクルを行う。

#### (6) ごみ処理広域化の推進

人口減少や高齢化の進行により、ごみ排出量の減少や処理の担い手不足、老朽化した施設の維持管理コスト増大が見込まれ、従来の体制を維持することが困難になると予想される。このため、国は広域的な処理や施設の集約化を図るべきであるとしており、また、愛媛県は広域ブロックを指定してごみ処理の広域化を推進している。

このような中、松山ブロックの3市3町は、令和2年9月に広域化検討協議会を設置、令和5年3月には基本合意書を締結し、ごみ処理広域化を実施することに合意した。

今後も、広域化の推進体制の構築に向けて、引き続き3市3町で議論を重ねながら、必要な手続を進める。

#### (7) 地球温暖化防止対策

住民・事業者・町が共通意識を持ちごみの減量に取り組むとともに、5R施策を推進する。また、ごみ収集車両にバイオディーゼル燃料を使用するなど、松前町バイオマスタウン構想に基づく、廃棄物系バイオマスの活用促進を図り、二酸化炭素の排出抑制に努める。

#### (8) 不法投棄対策

不法投棄が多発する場所は、職員、シルバー人材センターによるパトロールを実施するとともに、地域や住民とも連携し早期発見に努め、投棄者には厳正に対処する。悪質な事案については警察に協力要請を行い告発する。

## 第 3 編 生活排水処理編

## 第3編 生活排水処理編

### 第1章 計画の概要

#### 第1項 計画の目的

本町の生活排水処理は、公共下水道の整備が進み、令和6年度末現在で、計画処理区域内人口30,083人のうち水洗化・生活雑排水処理人口は20,261人となり、汚水処理人口普及率は67.35%となっている。

引き続き、生活排水の水洗化を推進することにより、公衆衛生の向上、生活環境の改善および公共水域の水質保全を図り、快適な持続可能な地域社会の形成が求められている。

そこで、この生活排水処理基本計画では、公共下水道及び公共下水道事業計画区域外の生活排水（し尿、生活雑排水）の処理と、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等について、長期的な視点に立った基本計画を明確にすることを目的とする。

#### 第2項 計画対象区域

計画対象区域は、本町全域とする。

#### 第3項 計画目標年次

ごみ処理基本計画と同様、令和22年度とする。

## 第2章 生活排水の現状

### 第1項 生活排水処理形態別人口の状況

本町における過去5年間の処理形態別人口の推移は次表に示すとおりである。

公共下水道の普及により水洗化・生活雑排水処理人口が増加し、非水洗化や生活雑排水未処理人口は減少している。公共下水道事業計画区域外の地域における合併処理浄化槽の普及を推進している。

生活排水処理形態別人口の推移

(単位：人)

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
1 計画処理区域内人口	30,491	30,281	30,346	30,215	30,083
2 水洗化・生活雑排水処理人口	19,066	19,440	19,851	19,953	20,261
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	9,204	9,133	9,236	9,196	9,042
(3) 公共下水道	9,862	10,307	10,615	10,757	11,219
(4) 集落排水施設	0	0	0	0	0
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	9,372	8,794	8,455	8,230	7,798
4 非水洗化人口	2,053	2,047	2,040	2,032	2,024
(1) 汲み取りし尿	2,053	2,047	2,040	2,032	2,024
(2) 自家処理	0	0	0	0	0
5 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

### 第2項 処理主体

現在、処理区分ごとの処理主体は、公共下水道は町、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の処理主体は個人とする。

#### 【生活排水の処理主体】

処理施設	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	町
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人

### 第3項 処理フロー

令和6年度末における生活雑排水の処理体系を次図に示す。

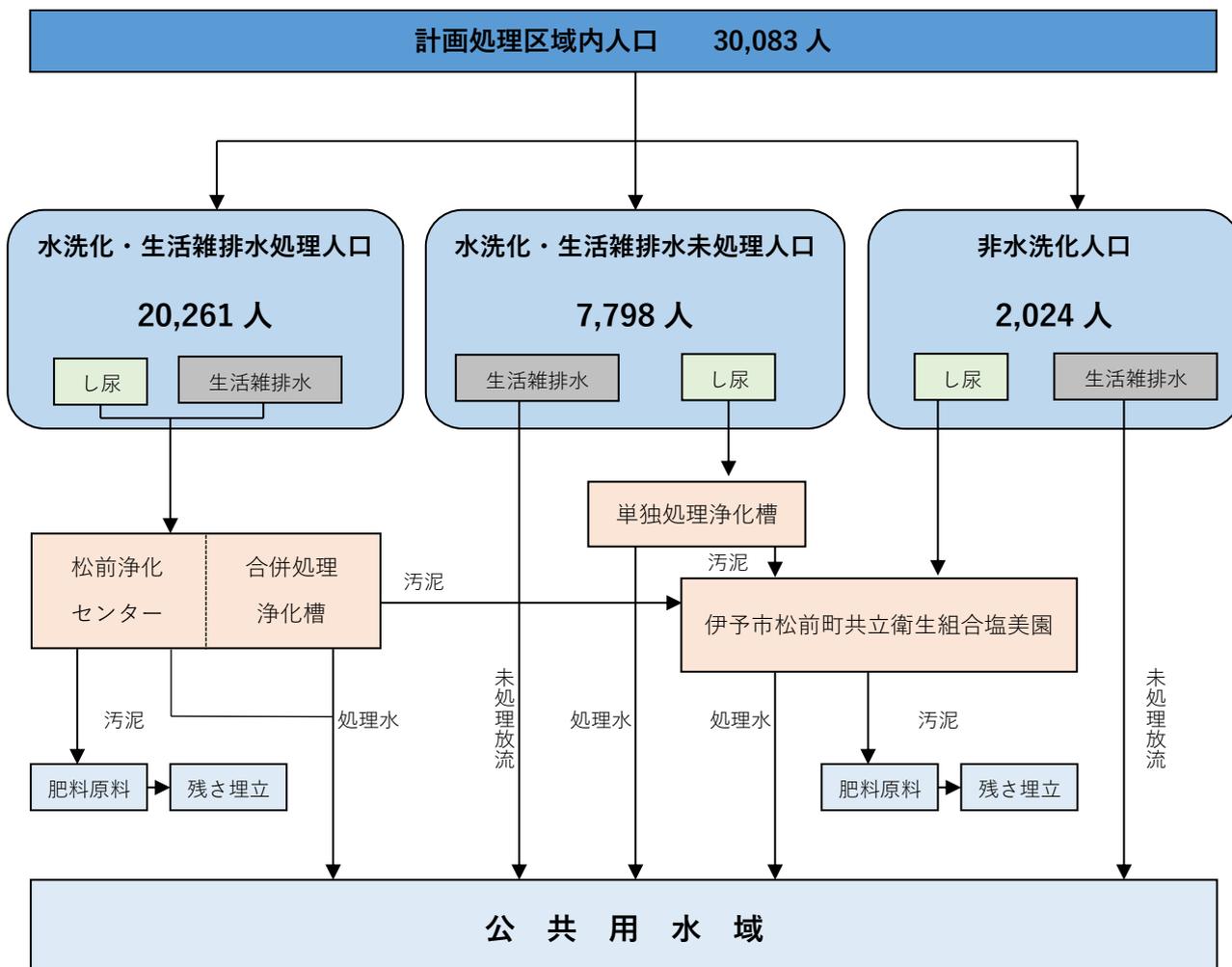
水洗化・生活雑排水処理人口については、し尿と生活雑排水を合わせて公共下水道、合併処理浄化槽により処理し、その処理水を放流している。

水洗化・生活雑排水未処理人口については、し尿は単独処理浄化槽により処理し、生活雑排水は未処理のまま放流している。

非水洗化人口については、し尿は伊予市松前町共立衛生組合塩美園に収集運搬され処理され、生活雑排水は未処理のまま放流している。

また、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から発生する汚泥については、伊予市松前町協立衛生組合塩美園に搬入し適正処理を行っている。

【生活排水の処理フロー（令和6年度）】



### 第3章 処理の現状

#### 第1項 公共下水道

松前町の公共下水道事業は、昭和62年度に当初認可を受け整備を進めている。

現在は、平成29年度に事業計画区域（226.7ha）の変更を行った、市街化区域及び市街化調整区域の一部で事業整備を進めている。

令和6年度末の公共下水道の処理区域内人口は11,219人で、市街化区域人口13,851人に対する市街化区域内接続率は81.00%となっている。

し尿及び生活雑排水は松前浄化センターにて適正処理が行われ、処理水は徹底した水質管理のもと伊予灘公共用水域へ放流を行っている。また、汚泥については、大半が堆肥原料として再生利用され、残りは埋立処分を行っている。

#### 【松前浄化センター 施設概要】

概 要	下水道終末処理場
敷地面積	35,002㎡
建物面積	3,899㎡
竣工年月	平成14年3月
処理方法	標準活性汚泥法
処理能力	既存施設：5,100㎥／日

#### 松前浄化センター し尿及び生活雑排水処理量実績 (単位：㎥)

R2	R3	R4	R5	R6
867,561	874,002	888,671	917,314	926,459

## 第2項 浄化槽汚泥、汲取りし尿

し尿及び浄化槽汚泥は、伊予市松前町共立衛生組合塩美園で処理しており、伊予市と連携して適正処理に努めている。

処理水は徹底した水質管理を行い伊予灘公共用水域へ放流、汚泥は汚泥再生処理設備で、他の施設より搬入される脱水汚泥や厨芥類と混合され、約50%は肥料として再生利用され、残りは焼却し埋立処分を行っている。

### 【伊予市松前町共立衛生組合塩美園 施設概要】

概 要	し尿・浄化槽汚泥再生処理施設
敷地面積	9,180㎡
建物面積	3,823㎡
竣工年月	平成12年3月
処理方法	膜分離型高負荷脱窒素処理方式＋高度処理
処理能力	し尿 50kℓ／日、浄化槽汚泥 18kℓ／日、 農業集落排水処理施設からの脱水汚泥 0.5t／日、 厨芥類 0.5t／日

### 伊予市松前町共立衛生組合塩美園 し尿及び浄化槽汚泥処理実績 (単位：kℓ)

	R2	R3	R4	R5	R6
し尿	2,392	2,148	1,969	1,843	2,060
浄化槽汚泥	9,727	9,311	9,611	9,635	9,658
処理量合計	12,119	11,459	11,580	11,478	11,718

## 第4章 生活排水処理基本計画

### 第1項 基本計画

#### (1)生活排水処理の方針

ア 公共下水道の利用促進を図る。

公共下水整備区域内は生活雑排水の処理率100%を目標に広報活動を行う。

イ 公共下水道事業計画区域外については、合併処理浄化槽の設置を推進する。

汲み取りや単独処理浄化槽からの転換を促進し、生活雑排水の適正処理を目指す。

#### (2)生活雑排水を処理する区域の設定

松前町における生活雑排水を処理する区域は、松前町全域とし、それぞれの区域は以下のように区分する。

ア 公共下水道事業計画区域（39頁参照）

公共下水道区域の整備を推進し、水洗化人口の向上を図る。

イ 合併処理浄化槽整備区域

公共下水道事業計画区域外の地域を合併処理浄化槽整備区域として、合併処理浄化槽の設置を推進する。

#### (3)し尿・汚泥の処理処分の方針

汲み取りによるし尿、浄化槽汚泥は、伊予市松前町共立衛生組合塩美園において処理を行う。

#### (4)生活排水処理の基本指標

ア 汚水衛生処理率

計画目標年次である令和22年度における汚水処理人口普及率は、下水道及び合併処理浄化槽の整備により、令和6年度末の67.35%から95.91%以上に引き上げることを目標とする。

イ 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の内訳を以下に示す。

生活排水処理形態別人口

(単位：人)

区 分	R12	R17	R22
1 計画処理区域内人口	28,506	27,887	27,280
2 水洗化・生活雑排水処理人口	23,257	24,830	26,340
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	11,167	12,467	13,767
(3) 公共下水道	12,090	12,363	12,573
(4) 集落排水施設	0	0	0
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	3,449	2,057	540
4 非水洗化人口	1,800	1,000	400
(1) 汲み取りし尿	1,800	1,000	400
(2) 自家処理	0	0	0
5 計画処理区域外人口	0	0	0

ウ 生活排水処理主体

処理区分ごとの処理主体は、公共下水道は町、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の処理主体は個人とする。

生活排水の処理主体

処理施設	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	町
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人

エ 生活排水処理量の予測

○松前浄化センター し尿及び生活雑排水処理量予測 (単位：m<sup>3</sup>)

R12	R17	R22
1,053,545	1,171,486	1,277,391

○伊予市松前町共立衛生組合塩美園 し尿及び浄化槽汚泥処理量予測 (単位：kl)

	R12	R17	R22
し尿	1,859	1,753	1,647
浄化槽汚泥	9,749	9,912	10,006
処理量合計	11,608	11,665	11,653

## 第2項 生活排水の処理計画

### (1)生活排水処理施設整備の推進

公共下水道の整備推進と汚水衛生処理率の向上を図るため、以下に示す施策を展開する。

- ア 公共下水道計画の周知徹底を図る。
- イ 供用開始区域における即時接続を推進する。

### (2)生活雑排水対策の促進

松前町全域のうち公共下水道事業計画区域外については、生活雑排水処理率の向上を図るため合併処理浄化槽の整備を推進する。

- ア 公共下水道施設整備との整合性を図りながら、合併処理浄化槽の設置を推進する。
- イ 設置者における合併処理浄化槽の適正管理の指導を行う。

#### ①単独処理浄化槽の廃止

既設単独処理浄化槽については、水質汚濁への負荷を軽減するため合併処理浄化槽への転換を推進する。

#### ②普及啓発・環境教育の推進

生活雑排水の処理の必要性を住民に周知するよう指導、教育活動を展開し、合併処理浄化槽の普及を図るとともに、浄化槽の維持管理の必要性についての周知徹底を行い、法定検査の受検率の向上を図る。

また、水質環境の保全のために、家庭における日常的な取り組みが重要であることを啓発し、発生源対策を強力に推進する。

### 第3項 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

#### (1) 収集運搬計画

汲み取りし尿については、公共下水道の普及に伴い、し尿収集世帯は減少傾向となる。

公共下水道を推進することによる町内許可業者の経営圧迫を防ぎ、公衆衛生の向上と、迅速かつ適正な住民サービスを実施するためにも、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、現在の町内許可業者により行うものとし、臨時的に必要となる収集運搬を除き、新規業者の参入は認めないこととする。

#### (2) 中間処理計画

公共下水道のし尿及び生活雑排水は、現況と同様に松前浄化センターで適正処理に努める。

し尿及び浄化槽汚泥は、現況と同様に伊予市松前町共立衛生組合塩美園で処理するものとし、伊予市と連携して適正処理に努め、組合条例で定める処理手数料は処理量や社会情勢の変化等に応じて検討していく。

#### (3) 最終処分計画

松前浄化センター及び伊予市松前町共立衛生組合塩美園において中間処理後に発生する脱水汚泥については、再生汚泥や堆肥原料などとしてできる限り循環利用を行い最終処分量の減量に努める。

#### 第4項 生活排水処理施設等整備計画

生活排水処理施設等の整備事業における財政計画上の国・県の補助等については次のとおりである。

##### (1)公共下水道

社会資本総合整備計画に基づく社会資本総合整備交付金交付対象事業として整備する。松前町は、目標や目標実現のための事業等を記載した社会資本総合整備計画を作成し、提出する。国は、毎年度、社会資本総合整備計画に基づき交付金を交付。

$$\text{単年度交付限度額} = \text{基幹事業} + \text{関連社会資本整備事業分} + \text{効果促進事業分}$$

$$\text{(事業費} \times \text{国費率)} \quad \text{(事業費} \times \text{国費率)} \quad \text{(事業費} \times \text{国費率)}$$

※国費率は1/2

##### (2)合併処理浄化槽

###### ア 松前町の補助制度

松前町浄化槽転換費補助金交付要綱により補助金交付を実施する。

【令和7年度 松前町浄化槽転換費補助金交付限度額】

区分		補助金額 (円)
5人槽	新築	166,000
	転換	332,000
7人槽	新築	207,000
	転換	414,000
10人槽	新築	274,000
	転換	548,000
配管工事費		300,000
単独処理浄化槽撤去費		120,000
くみ取り便槽撤去費		90,000
雨水貯留槽 (単独浄化槽再利用)		90,000

#### イ 国・県の補助制度

国：循環型社会形成推進交付金（補助率：交付基本額×1／3）

県：愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金（補助率：交付基本額×1／3×補正係数）

#### (3)し尿処理施設

伊予市松前町共立衛生組合塩美園は供用開始から25年が経過しており、施設・設備の延命化及び温室効果ガスの削減に資するための基幹的設備改良事業を推進する。計画の基本構想については以下のとおりであり、平成23年度から段階的に実施している。

##### <基幹的設備改良事業基本構想>

①主処理設備、汚泥処理設備、資源化設備、脱臭設備など、し尿処理施設を構成する重要な設備や機器について、施設の延命化及び温室効果ガスの削減に資する機能向上を図るための改良事業を実施。

②循環型社会形成推進地域計画を伊予市松前町共立衛生組合において策定

③長寿命化計画の策定

施設保全計画…日常的・定期的に行う「維持・補修データの収集・整備」、「保全方式の選定」、「機器別管理基準の設定・運用」、「設備・機器の劣化、故障、寿命の予測」に関する計画

延命化計画 …適切な保全計画の運用に加えて必要となる基幹的設備や機器の更新整備などの延命化対策に関する計画

④循環型社会形成推進交付金交付申請

⑤基幹的設備改良事業の実施

【参考資料】 公共下水道事業計画区域

■目標年次	令和8年度(H29~R8:10年間)	市町名	松前町
-------	--------------------	-----	-----

■手法毎の汚水処理整備区域

